

第1回北竜町議会定例会 第1号

令和4年3月8日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 行政執行方針
- 6 同意第 1号 監査委員の選任について
- 7 同意第 2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 8 同意第 3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 9 同意第 4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について
- 10 議案第 4号 桜岡団地公営住宅C棟建設工事請負契約の締結について
- 11 議案第 5号 安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正について
- 12 議案第 6号 北竜町老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止について
- 13 議案第 7号 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 14 議案第 8号 北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について
- 15 議案第 9号 学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 16 議案第10号 令和3年度北竜町一般会計補正予算（第10号）について
- 17 議案第11号 令和3年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 18 議案第12号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第6号）について
- 19 議案第13号 令和3年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 20 議案第14号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第5号）について
- 21 議案第15号 令和3年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について
- 22 議案第16号 令和3年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について
- 23 一般質問
- 24 議案第17号 北竜町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 25 議案第18号 北竜町営バス運行条例の制定について
- 26 議案第19号 北竜町国民健康保険条例の一部改正について
- 27 議案第20号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について

- 28 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 29 議案第22号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 30 議案第23号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 31 発議第2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 32 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人福祉センター）
- 33 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について（農畜産物直売施設）
- 34 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について（定住促進住宅）
- 35 議案第27号 令和4年度北竜町一般会計予算について
- 36 議案第28号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計予算について
- 37 議案第29号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計予算について
- 38 議案第30号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について
- 39 議案第31号 令和4年度北竜町介護保険特別会計予算について
- 40 議案第32号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
- 41 議案第33号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について
- 42 議案第34号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計予算について
- 43 閉会中の所管事務調査について
- 44 議員の派遣について

○出席議員（8名）

1番 中村尚一君	2番 尾崎圭子君
3番 北島勝美君	4番 小松正美君
5番 小坂一行君	6番 松永毅君
7番 藤井雅仁君	8番 佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐野	豊君
副町長	高橋利昌君	
教育長	有馬一志君	
総務課長	南波肇君	
住民課長	細川直洋君	

建設課長	奥田正章君
産業課長兼 ひまわりプロジェクト 推進室長	続木敬子君
農業委員会 事務局長	川本弥生君
教育委員会課長	井口純一君
会計管理者	北清広恵君
地域包括支援 センター長	神藪早智君
永楽園長	東海林孝行君
総務課課長補佐	高橋克嘉君
代表監査委員	板垣義一君
農業委員会会長	水谷茂樹君

○出席事務局職員

事務局長	高橋淳君
書記	高杉本佳奈君

開会 午前 9時29分

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番、北島議員及び4番、小松議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から15日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの8日間に決定いたしました。

お諮りいたします。会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、町の休日と議事の都合により、11日、12日、13日、14日は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、11日、12日、13日、14日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出された案件は、同意4件、発議1件、議案31件であります。

次に、本定例会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、板垣代表監査委員、水谷農業委員会会長、南波総務課長、細川住民課長、奥田建設課長、東海林永楽園園長、続木産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、川本農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者、高橋克嘉課長補佐が出席をしております。

本会議の書記として、高橋淳局長、杉本書記を配します。

次に、監査委員から、令和３年１１月分から令和４年１月分に関する例月出納検査並びに公の施設の指定管理者監査、財政援助団体等の監査、令和３年度定期監査の結果報告がございました。写しをお手元に配付しております。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

板垣代表監査委員。

○代表監査委員（板垣義一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

今定例会には４件の監査報告書を提出させていただいております。１つ目には、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づき、毎月必ず実施しなければならない法定監査であり、１１月、１２月、１月に実施をいたしました３か月分の例月出納検査結果報告書があります。例月出納検査につきましては、各月とも検査結果報告書のとおり計数に誤りがなく、適正に処理されていると認められました。

次に、地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき北竜町が補助金等の財政的援助を行っている団体に対し適正に補助金等が交付されているか、またその事業が補助金等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか監査を実施をいたしました。あらかじめ提出を求めました財政援助団体等３７団体の資料に基づき、監査委員により次の４団体を監査実施団体として選定をいたしました。北竜町農業後継者対策推進協議会、北竜町保護司会、北竜町商工会、北竜町体育協会であります。その結果、口頭において注意、指導及び改善を行った軽易な事項を除き、会計処理を含めその目的に沿ってそれぞれ適切かつ効果的に執行されており、監査に付された４団体の事業全体が財政援助の目的に合致し、適切に処理されていると認められました。

３点目ではありますが、地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき公の施設の指定管理者についての監査を実施しました。監査実施施設は、北竜町老人福祉センター、指定管理者は社会福祉法人北竜町社会福祉協議会であります。当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。今後についても指定管理者制度を導入した初期の目的達成のため、指定管理業務の評価などを行い、制度の検証を図り、町民サービスの向上と住民福祉の増進に一層の努力をされるよう望むところであります。

最後に４件目、地方自治法第１９９条第１項及び４項の規定に基づき毎会計年度、少なくとも１回以上行うとされている法定監査で、１月下旬から２月上旬にかけて実施いたしました定期監査の結果報告書について申し上げます。この監査は、一般会計、特別会計の事務の執行あるいは事業の管理について行われるもので、提出されました資料は報告書の１ページに記載のとおり１０万円以上の委託業務１７５件の中から１３件を抽出、１０万円以上の補助金等の交付状況では７０件中５件を抽出、また主要工事では１００万円以上の工事４７件中４件を抽出、計２２件について監査を行いました。その結果特に指摘事項、指導事項、検討事項に該当する事項はありませんでした。なお、詳細につきましてはお手元の報告書を御覧願いたいと思います。

以上を申し上げ、例月出納検査報告書、財政的援助団体等の監査結果報告書、公の施設の指定管理者監査報告書、定期監査結果報告書の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） ご苦労さまでございました。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

北島総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（北島勝美君） 私のほうより閉会中に行いました総務産業常任委員会についてご報告申し上げます。

令和4年1月21日、この日2点について産業総務常任委員会を開いております。

1点目につきましては、庁内デジタル化の推進状況についてであります。

出席者、議員8名全員です。事務局2名。

説明者につきましては、南波総務課長、高橋課長補佐、そしてデジタル機器の操作の補助ということで小野係、吉倉係、山崎係が出席しております。

特に指摘事項等はありませんでした。

2点目、町道及び公共施設等の除排雪状況についてを行っております。

説明者につきましては、奥田建設課長、太田係であります。

指摘事項等はありませんでした。

令和4年2月25日。

調査事項については、町の財政状況についてであります。

出席者、議員8名全員です。そのほかに事務局2名。

説明者につきましては、南波総務課長、高橋課長補佐、岩淵係長であります。

指摘事項等についてはありませんでした。

以上であります。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 次に、まちづくり等調査特別委員会委員長から閉会中の調査の中間報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

藤井まちづくり等調査特別委員会委員長。

○まちづくり等調査特別委員会委員長（藤井雅仁君） まちづくり等調査特別委員会中間報告書。

まちづくり等調査特別委員会が令和3年度に行った調査結果について下記のとおり中間報告をいたします。

令和4年3月8日。

宛先、北竜町議会議長、佐々木康宏様。

期日、令和３年７月２１日。

調査事項、ひまわりの里基本計画について。

出席者、議員８名全員と高橋事務局長、田畑書記。

説明者なし。

結果につきましては、継続審議していくということでございます。

次に、同じくまちづくり等調査特別委員会中間報告書。

まちづくり等特別委員会が令和３年度に行った調査結果について下記のとおり中間報告いたします。

令和４年３月８日。

北竜町議会議長、佐々木康宏様。

期日、令和３年１０月１５日。

調査事項、ひまわりの里展望台について。

出席者、議員８名と高橋事務局長、田畑書記、杉本書記であります。

説明者、高橋副町長、続木産業課長、吉田産業課商工ひまわり観光・林務係長です。

結果については、継続審議をしていくということでございます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 次に、災害対策特別委員会委員長から閉会中の調査の中間報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

松永北竜町議会災害対策特別委員会委員長。

○災害対策特別委員会委員長（松永 毅君） それでは、災害対策特別委員会中間報告をいたします。

災害特別委員会が令和３年度に行った結果について下記のとおり中間報告いたします。

令和４年３月８日。

時期については、令和３年７月１６日。

調査内容については、防災備蓄品についての現状の調査であります。

出席者は、議員８名、事務局長、田畑書記の１０名でございます。

説明員については、続木総務課長、宮崎係、大矢係の３名でございます。

なお、内容については、調査項目の現状についての調査ですが、携帯トイレ山岳用の検討、あるいは段ボールベッドなど近代的な防災備蓄品等を多く用意されていたので、その調査をしました。調査中ですが、調査中の中で婦人用品がない、幼児から高齢者までの品物がないなどの話が調査中に出了ました。この備品についても使用期間や耐用年数などを調査してまいりたいと思っております。

時間がなくて結果は出せませんでした。よって、令和４年度中に再度調査を行いたい、そのときにはガソリン、エンジンなどの幾つかの備品は消防等に委託しておりますので、

そういう報告も受けながら、出た結果については書類の一部を消防等にお渡ししたいな、そういうふうを考えております。調査結果については継続審議といたしました。時間的な問題があって、結果については今言ったように継続審査にいたしました。

以上を申し上げて、災害対策特別委員会の中間報告にいたします。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、付け加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、行政報告を行います。

最初に、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 令和4年第1回議会定例会における行政報告を申し上げます。

最初に、総務課より懲戒審査委員会の外部人材の登用についてであります。北竜町職員懲戒審査委員会委員に令和4年度より新たに社会福祉協議会会長、人権擁護委員を追加する規程の改正を4月1日付に行うことといたしました。昨年12月の基準の見直しに加え、委員会への外部人材の登用により、より厳格に対処してまいりたいと考えております。

同じく総務課、住民課より新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。今年に入り全国的に新たな猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症は、管内でも多くの陽性者が発生しております。本町におきましても、北海道が公表しております陽性者数は10名となっております。陽性者、濃厚接触者となられた方には、保健所の指導の下、適切な対応が取られていると伺っております。町内では3回目の集団接種を終えており、集団接種以外の方並びに5歳から11歳の接種希望者には3月下旬以降の接種を予定しております。今後とも感染症への予防対策の徹底と正しい知識の啓発に努めてまいります。

次に、企画振興課よりふるさと納税についてであります。ふるさと納税につきましては、3月4日現在、件数で2万3,128件、金額では3億7,643万7,000円のご寄附をいただいているところであり、昨年同期と比較して約33.1%の減収となっております。しかし、7年連続3億円を超える寄附金をいただいていることは、本町のひまわりによるまちづくりへの期待と返礼品でありますひまわりライス、ひまわりメロンなど本町の特産品に対しまして高い評価をいただいているものと考えております。

今後の見込みといたしましては、本年度中に約3億9,800万円の寄附がなされると見込んでいるところであります。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品等の所要額を本定例会に補正予算として提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

同じく企画振興課より株式会社北竜振興公社の経営状況についてであります。株式会社北竜振興公社の1月末日における決算見込みにつきまして申し上げます。温泉部門は昨年より回復が見られる部分もありますが、ふるさと納税の取扱いの減少、並びに北海道の度重なる新型コロナ対策により売上げが伸び悩んだところであります。みのりっち直売所は、メロン等の仕入れ部門では売上げを伸ばしたものの、生産者の出荷部門は売上げが減少したところであります。ココワ部門は、昨年の手厚い経済対策の跳ね返りを最小限にとどめる営業努力がなされているところであります。総体的には、新型コロナ禍の影響を受け、支出超過になる見込みで本定例会に補正予算として提出いたしておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君） 次に、教育長。

有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 令和4年第1回北竜町議会定例会に当たり教育委員会が所管いたします行政報告を申し上げます。

北竜中学校施設の修繕についてであります。北竜中学校の体育館暖房機2号機が電源を入れてからしばらくたたないと起動しないといった不具合が生じ、故障原因の調査をしたところ排気ファンのコンデンサが消耗していることが原因と判明しました。また、1月中旬以降における湿った大雪と経年劣化により自転車小屋が雪の重みに耐え切れず、鉄骨の柱等が破損しました。つきましては、暖房期並びに自転車小屋における関連経費を今定例会の補正予算に計上しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 行政執行方針

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、行政執行方針の説明を行います。

町長、教育長の順に行います。

最初に、町長。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 行政執行方針。

はじめに。令和4年北竜町議会第1回定例会の開会に当たり、町行政の執行方針を申し上げますとともに、令和4年度一般会計並びに7特別会計予算案を提案し、議会のご審議をお願いする次第であります。

私は、3期目の町政を担うことになってから、早くも2年が経過しております。

この間、私は引き続き、町の活性化と、誰もがいつまでも住みやすい安心のまちづくりに向けて、様々な施策に取り組んでまいりました。

人口が1,800人を切り、過疎化が一段と進んでいますが、私の信条であります「スピード・行動力・トップセールス」を基本に町民の皆様との対話を重視しながら、明るく住みよいまちづくりのため、より一層の努力を惜しまない決意でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大変厳しい状況となりました。国では、令和4年度予算を新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るものとしております。社会保障、科学技術・教育、デジタル・地方創生などのあらゆる分野において新型コロナ対策とポストコロナを見据えた社会に向けて、教育の充実や脱炭素社会、一層のデジタル化が推進されております。

本町にあっては、行政のスリム化、効率化を一層徹底し、歳出全般にわたる見直しを行い、基幹産業である農業の振興、保健福祉・医療の充実、文化スポーツの振興等町民参加のまちづくりを積極的に展開してまいりたいと考えております。

本年の予算編成に当たりましては、北竜町総合計画（平成31年度からの10か年の計画であります。）を基本計画、中長期財政計画に沿い、事業の優先度、必要性、妥当性について厳しい選択を行い、限られた財源の重点的・効率的な配分を基本に、予算編成を行ったところであります。

本年度の事業の執行に当たっては、限られた予算の中で町民の負託に応えるべく最大限の努力をしてまいりますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以下、予算に伴う各種施策について申し上げます。

最初に総務課の関係から申し上げます。

令和4年度各会計予算について。

令和4年度の各会計予算につきましては、健全財政を維持し、現状の財政運営を継続するための財源確保に努めながら予算の編成を行ったところであります。

歳入につきましては、普通交付税を14億8,100万円、対前年度比9.6%増で計上し、臨時財政対策債については69.0%減の2,100万円を計上いたしました。

また、各種事業の実施により、ふるさと応援基金から1億6,600万円、財源補填として財政調整基金から5,800万円の繰入れを行うこととしております。

新たな建設事業の計画はありませんが、既存施設への適正な管理のための各種改修事業を実施いたします。

その結果、一般会計外7特別会計の総額では、51億4,554万6,000円であります。会計ごとに申しますと、一般会計36億3,700万円、対前年度2.0%減であります。国保会計3億600万円、1.9%減、診療所会計1億110万円、0.2%減、後期高齢会計3,920万円、1.6%増、介護保険会計2億8,800万円、1.1%増、特老会計4億6,620万円、6.3%増、集排会計1億1,620万円、1.9%

増、簡易水道会計１億９，１８４万６，０００円、１２．３％増、合計で５１億４，５５４万６，０００円、対前年度比０．５％減となったところであります。

開町１３０年記念事業について。

明治２６年に千葉県本埜村より吉植庄一郎氏率いる団体移住により本町に開拓のくわが下ろされてから、今年は１３０年を迎えます。この地を開拓し今日の北竜町を築いた先人をしのび、これからの北竜町のさらなる発展を祈念するものとして、「開町１３０年記念式典」を、１０月下旬に開催予定としております。華美な式典は行わず、長年町の振興発展に尽くされた功労者の表彰を行う予定としております。

また、町民の心に残る記念事業といたしまして、次の２つの事業を執り行うことといたしております。

まず、１つ目は、「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が８月８日にひまわりの里を会場に開催されます。ＮＨＫラジオにて当日生放送で全国に放送されるもので、多くの町民の皆さんに参加いただくよう周知してまいります。

２つ目は、「記念講演会」の開催であります。現在講演者との交渉中ではありますが、１０月上旬開催をめどに計画をいたしております。併せまして、真竜小学校児童による「未来の北竜町」絵画展を計画しております。

防災・消防対策について。

地域の防災力を向上していく上で、自助・共助・公助の取組が大切であり、そのため地域住民が核となった、自主防災組織の設置に向け、防災教育・情報提供を推進してまいります。また、防災備蓄品等の購入も計画的に取り組んでまいります。

消防体制については、１市４町による深川地区消防組合の連携強化と効率的な運営に努めてまいります。

本年は、指揮広報車、防火水槽２基、美葉牛詰所サイレン塔の更新を行い防災力の強化により、災害対応に努めてまいりますとともに、若手団員の大型免許証取得助成事業についても継続し、地域の安心と安全を守る団員の育成・確保に取り組んでまいります。

防犯・交通安全対策について。

依然として、毎日のように特殊詐欺被害が報道されている中、「詐欺被害防止機器購入助成事業」を継続して実施するとともに、町内に設置されている防犯カメラの適正な管理を通して、より安全・安心な生活を推進してまいります。

交通安全対策については、「交通死亡事故ゼロ６，０００日」を目標に、引き続き、関係機関、組織及び町民総ぐるみによる交通安全運動を推進し、この記録がさらに続きますよう、一層取組を進めてまいります。

また、「北竜町高齢者運転免許証自主返納サポート事業」につきましても、さらなる利用促進に向け、送迎体制を整え、普及啓発に努めてまいります。

公共施設再配置計画の策定について。

昨年度から実施しております、公共施設再配置計画の策定業務は、今年度、町民の方を

交えた検討会を開催し、学校施設、社会教育施設、庁舎など、町中心部における公共施設の集約・再編成等を計画的に推進するための方針や構想の策定についてより多くの方のご意見を聴取し実施してまいります。

新型コロナウイルスの感染症対策について。

今なお感染の終息が見えない新型コロナウイルス感染症ですが、最新の動向に注視しながら引き続き感染症拡大防止の取組を最大限行います。また、ワクチン接種等についても国の動静を踏まえ迅速な対応に努めます。正確な情報を町民に周知し、新型コロナウイルスに対する正しい知識の普及に努めます。

次に企画振興課の関係について申し上げます。

北竜町総合計画の中間評価について。

平成30年に策定いたしました北竜町総合計画「あかるい農法ひまわりの北竜町」は、令和6年からの後期基本計画に向け、前期基本計画の検証評価を行い、社会経済情勢の変化に対応した計画改善に向け取り組んでまいります。

地域脱炭素化推進事業について。

国の2050年までの脱炭素化社会を見据えた二酸化炭素排出ゼロの方針に基づき、本町におきましてもゼロカーボンシティを宣言するために、再生可能エネルギーの導入目標を示し、地球温暖化対策実行計画を策定してまいります。

また、本年度公用車を電気自動車に買換え、率先して二酸化炭素排出削減に取り組んでまいります。

自治体DX推進事業について。

国のデジタル社会形成基本法に基づき、本町におきましても自治体DX推進計画の策定及びマイナンバーカードの普及促進、行政手続の簡素化などに取り組んでまいります。

地域公共交通の整備について。

滝川北竜線の廃止に伴い、滝川への交通アクセスの確保のために、町営の路線バス運行を行ってまいります。

また引き続き、地域公共交通として、乗合タクシー及び住民混乗方式によるスクールバスの運行を行い、町民の移動手段の確保に取り組んでまいります。

移住定住対策について。

本年度の移住定住対策といたしまして、定住促進住宅の活用促進を図り、新規就農者、農業体験者の受入れを積極的に行ってまいります。

また、各種定住促進施策も引き続き実施し、都市部での移住イベントへ積極的に参加し、本町の魅力発信に取り組んでまいります。

空き家、空き地情報についても収集に努め、移住定住者に向け有効活用を図ってまいります。

加えて地域おこし協力隊のさらなる募集を行い、様々なアイデアをいただき地域活性化に努めてまいります。

市街地広場整備事業について。

旧Aコープ跡地については、その有効活用を図るために、和地区市街地の広場整備として本年度基本構想と基本計画の策定を行ってまいります。

ふるさと納税について。

全国から寄せられておりますふるさと納税は、本年度、観光産業、教育子育て、医療福祉の各分野など、43の事業に使用させていただく予定としております。

返礼品につきましても、好評をいただいているひまわりライスやひまわりメロンはもとより、内容の充実を図り、応募サイトを増やし、より多くの寄附が寄せられるように取り組んでまいります。

また、多くの寄附者情報を活用し、メールマガジンにより特産品やイベント・移住定住の情報発信を行い、関係人口の増加に取り組むとともに、ふるさと納税のリピーターの確保に努めてまいります。

株式会社北竜振興公社について。

株式会社北竜振興公社は、サンフラワーパーク北竜温泉並びに農畜産物直売所みのりっち北竜の指定管理業務及び商業活性化施設ココワの管理運営を行い、町の農業・商業の振興、観光振興、町民の健康増進、さらには雇用の場としての町の地域振興に大きな役割を果たしております。

コロナ禍の影響により依然として厳しい経営状況にはありますが、商品開発、営業の強化、サービスの質的改善、経費節減策を進め、利潤・利益追及の職員教育に取り組んでまいります。

本年度も町並びに、公社役職員一丸となって努力してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、住民課の関係について申し上げます。

戸籍・年金・マイナンバー事務について。

戸籍・年金事務につきましては、個人情報に関わる事務でありますので、プライバシーの保護に留意し、法務局や年金機構、内閣府とも連携し、国の動静を注視しながら相談業務に努めてまいります。マイナンバーカードの普及拡大につきましては、カード所有者への商品券の配付や、職員が町内に出向いて出張申請を行うなど、町独自の普及推進に努めてまいります。

廃棄物処理等環境衛生対策について。

一般家庭から排出されるごみは、種類ごとに分別され、衛生センター組合に収集されます。

今年度も引き続き、ごみステーションの適正な配置と不正なごみ出し、不法投棄等、法令遵守の啓発を行い、生活環境の向上を図り、ごみ分別の周知と啓蒙及び減量化に努めてまいります。

高齢者支援対策について。

高齢化の進行により、独り暮らしの高齢者の方が増加しておりますが、いつまでも健康で安心して生活できるよう、社会福祉協議会に委託しております在宅福祉事業を継続して実施してまいります。

また、福祉除雪サービス等の制度を積極的に周知し、広く利用していただけるよう取り組んでまいります。

さらに、地域の皆様の協力をいただいて運営をしております和地区、碧水地区の「地域支え合いセンター」につきましても、さらなるご利用をいただけるよう取り組んでまいります。

障がい者支援対策について。

「障がい者総合支援法」に基づき、身体・精神・知的それぞれの障害者手帳を保有されている方が、よりよい生活を送ることができるよう、引き続き医療機関等関係機関と連携し、必要に応じた自立支援給付及び自立支援医療のサービス提供に努めてまいります。

子育て支援対策について。

「子ども・子育て支援計画」の第2期間中の取組として、通年入所児童の基本保育料の全額減免や、高校生までの子供の医療費の無償化について、引き続き実施してまいります。

また、妊娠、出産、養育等、各種子育て支援制度の実施を通して、少子化対策の推進に努めます。

医療対策について。

本町の医療機関である町立診療所及び町立歯科診療所について、地域に密着した第1次保健医療機関として、町民の健康を守る地域医療の充実に努めてまいります。

町立診療所においては、発熱患者用の玄関新設工事を実施し、適正な診療施設の管理運営に努めてまいります。また、旭川市とその近郊の病院から、医療情報のやり取りができる「たいせつ安心医療ネット」への加入等、引き続き進めてまいります。

町立歯科診療所においては、引き続き運営費用の助成を通して支援を実施し、医療機会の確保に努めてまいります。

国民健康保険事業について。

平成30年度から保険者が北海道に移行されましたが、国民健康保険事業は、町民の健康と生活を支える大切な制度であります。制度の周知を図り、ジェネリック医薬品の利用促進等、医療費の抑制に努め安定的な運営に取り組んでまいります。

介護保険事業について。

本年は「第8期北竜町介護保険事業計画」の2年目になりますが、高齢化の進行に伴い、要介護認定を受けて介護サービスを利用される方が増加しており、介護保険特別会計も逼迫している状況にあります。

そのような中でも、住み慣れた地域で安心して暮らせることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの推進に努めます。

介護予防対策について。

高齢になっても元気に暮らすことができるように「まるごと元気アッププログラム体操教室」「コスモスクラブ」をはじめとする介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでまいります。

また、高齢者の方々の交流の場として商業活性化施設ココワ並びに碧水地域支え合いセンターで開催される「たんぽぽクラブ」の周知に努め、閉じ籠もり予防や介護予防に努めてまいります。

健康づくり対策について。

各種検診に対する助成や健康教育を行い、検診受診率の向上と生活習慣病等の早期発見並びに健康増進に努めます。

さらに、子育て世代包括支援センター事業として、子供に関わる関係者が連携し、妊娠期から切れ目のない支援を行い、子育て不安を抱える親子の育児能力の向上や虐待予防の支援を進めてまいります。

特別養護老人ホーム北竜町永楽園の運営について。

依然として続く新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、特養入所、短期入所、地域密着型通所介護の各サービスにおいて、感染症の予防・拡大防止のためサービス内容を縮小せざるを得ない状況が続いております。併せて、入所人員定員に見合う職員の確保も困難な状況にあり、入所人員の抑制に伴う介護報酬の減少など施設運営は大変厳しい状況となっております。

今年度から複数年度にわたって、財務運営状況の多角的な分析、今後の経営改善や将来的な運営方針の検討を行うため経営改善支援事業並びに介護サービスの向上を目指した職員の資質向上、意識改善を行うための介護アドバイザー招致事業を専門的知見による助言指導の下実施してまいります。

今後も継続してさらなる安心安全なサービス提供に努めてまいります。

次に、産業課の関係について申し上げます。

農業の振興について。

本町の基幹産業であります米を主体とした農業は、国内需要の低下に加えコロナ禍の中、外食や業務用需要の減退により先が見通せない中、厳しい状況が続くことが想定されます。

加えて、国では水田活用の直接支払い交付金の見直しが議論されており、今後の動静を注視していかなければいけません。

こうした状況の中、今後とも国の制度を積極的に活用するとともに、町独自の施策も併せ、農業振興を推進してまいります。

今年度も引き続きハウス資材の助成等を行い、作付面積の確保・拡大を推進してまいります。

あわせて、「地域特産品開発支援事業」を実施し、町内産の原材料を使用した試作品の開発や、市場調査等、新たな地域の特産品づくりにチャレンジする団体や個人を支援してまいります。

また、町内産農産物の販路拡大については、国内外に向けたさらなる販路拡大に積極的に取り組んでまいります。

近年技術開発が進んでいるスマート農業については、関係機関と連携を図りながら導入や支援に向けて検討・協議を行ってまいります。

農畜産物直売所「みのりっち北竜」について。

オープン11年目を迎える「みのりっち北竜」では、生産者の顔の見える新鮮な特産品や加工品を町内外のお客様に提供することにより、安心・安全でおいしい「北竜ブランド」の構築を図ってまいります。

あわせて、地域と都市との交流の場として管理運営体制について検討・協議も行っています。

農産物加工実習センター「パルム」について。

多くの加工グループにご利用いただいておりますが、年月の経過とともに、施設の老朽化や各備品についても耐用年数を超えてきております。

衛生面の確保により、計画的な機器のメンテナンスや整備更新を行い、地域活性化の一翼を担うよう施設の充実に努めてまいります。

農業基盤整備について。

高生産性の確立と経営の安定化を図るため、農業生産基盤整備を推進し、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業（パワーアップ事業）の活用等、農家費用負担の軽減に努めてまいります。また、関係機関と連携を図りながら農地の整備とかんがい用水の確保に努めてまいります。

農地流動化対策について。

農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、担い手への農地の集積・集約化に努めます。北海道農業公社等の関係機関と連携し、農地保有合理化事業や機構集積協力金、農地中間管理機構などの制度も活用し農地利用の再編を進めてまいります。

ひまわりバンク育成基金について。

ひまわりバンク基金は、本町の担い手育成対策の重要な施策として位置づけ、本町の農業者で事業費を負担し実施していることから、本町の農業の健全な発展に資する取組内容となるよう、ひまわりバンク幹事会や運用委員会で協議してまいります。

担い手対策について。

多くの方に本町に来ていただき、就農できるよう、引き続き集落支援員制度を活用した新規就農推進員を配置し、研修メニューの作成やサポート体制づくり、さらに「新農業人フェア」をはじめとする各種イベントへの参加による担い手確保の取組等を指導農業士や農業士、北海道農業公社等の関係機関と連携の下一体的に実施してまいります。

新たに整備いたしました定住促進住宅や「うえる・かる」の活用により研修生並びに実習生が安心して研修に取り組めるよう住環境整備を推進してまいります。

あわせて、農業後継者対策として結婚相談員とも連携しながら、出会いや交流の場づく

りも進めてまいります。

林業の振興について。

森林は、木材の供給はもちろん、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など多面的な役割を果たしております。

森林の整備につきましては、北空知森林組合との連携により、各補助金を活用した民有林の活性化に努めてまいります。

また、町有林については水源林整備事務所との契約地の除伐など保育に係る事業を計画的に推進してまいります。

森林環境譲与税の活用方法について森林組合と連携を図り、森林整備の促進につながる事業を検討・実施してまいります。

鳥獣被害防止対策について。

近年、熊の出没が増えております。本年度においても警察など関係機関と連携を図り、防災無線や看板等で周知し、被害防止に向けて取り組んでまいります。

また、鹿侵入防止電牧柵の維持管理については、適切な設置、運用ができるよう、路線の見直し等関係機関と協議しながら確実に進めてまいります。

鹿やアライグマ対策については、今後も関係団体と連携しながら、一層の駆除体制の強化に努めます。

商工業の振興について。

町内の事業者が継続して事業ができるよう、商工会とも綿密に協議を行いながら、引き続き必要に応じた各種支援策を実施し、地域商工業の経営持続化に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症の蔓延により大きな影響を受け、商工業者にとって非常に厳しい状況が続いておりますが、北竜町小規模企業振興基本条例に基づき、各種支援を商工会等の関係機関と連携し、地域商工業の経営持続化と雇用安定に努めます。

また、「行政ポイント」制度を商工会の協力を得ながら実施し、町が行う事業へのさらなる参加率の向上と併せ、町内商店の利用拡大を目指してまいります。

観光の振興について。

北竜町の顔である「ひまわりの里」は毎年、多くの観光客でにぎわっていましたが、2年続けてのイベント中止となりました。今年こそは、すばらしいひまわりを咲かせ、多くの方々に元気を与えることができますよう、感染症対策を施した中での「ひまわりまつり」開催に向け、関係機関と協議して推進してまいります。

また、本年も北竜町の魅力をPRし、多くの方に北竜町を訪れていただきますよう、ひまわり観光誘客促進事業としてPRイベントや物産フェアも併せて実施してまいります。

「ひまわりの里基本計画」につきましては、今後のひまわりの里の整備について町民の皆様のご理解の下進めてまいります。なお、ひまわりの里展望台の建設に向けた基本設計につきましては、コロナ禍により協議打合せが停滞したことにより、令和4年度に事業を繰り越して実施いたします。

市街地の環境美化、町内各観光施設との総体的な観光客の誘致を図り、観光協会などの関係団体とも連携し、観光振興に努めてまいります。

ひまわり油の推進事業について。

ひまわり油の推進事業としまして、町内での普及促進を図るとともに新たな価値の創造に向け、企業、飲食店等の連携及び活用を図ってまいります。

また、2年連続して開催中止となりました「全国ひまわりオイルサミット」を8月上旬に本町で開催する予定としております。

最後に建設課の関係について申し上げます。

建設事業について。

建設事業につきましては、町民の生活をより快適なものとし、誰もが安心して住み続けることができる環境を保つため、引き続き施設の維持管理に努めてまいります。道路、河川、上下水道等の整備、公営住宅建設につきましては要望や町財政状況を勘案しながら取り組んでまいります。

主要事業について申し上げます。

道路及び橋梁について。

道路につきましては、安全に配慮した維持管理に努めます。

橋梁は「長寿化修繕計画」に基づき、事業を進めてまいります。本年は橋梁点検及びみるか橋架け替え設計業務を行い、3橋の補修工事を実施することといたしております。また、令和4年度は修繕計画の最終年度であることから2期目の修繕計画を新たに策定してまいります。

河川について。

河川につきましては、従前の応急工事のほか、減災・防災のための緊急対策事業を活用し、護岸の整備及び河床掘削、立木の伐採を行うことで適切な管理に努めてまいります。

本事業は令和2年度からの事業であり、本年度は2河川の護岸整備及び2河川のしゅんせつ工事を実施してまいります。

雪対策について。

雪対策につきましては、冬期間の安全かつ円滑な交通確保のため、関係機関や地域住民と連携を図りながら効率的な除排雪を進めてまいります。

また、除雪車両につきましては良好な状態に維持管理し、計画的な更新を行います。本年度においては除雪トラックの更新をすることとしております。

公営住宅について。

公営住宅につきましては、子供からお年寄りまで全ての町民が安心安全で暮らせる良質な住宅ストックの確保のため長寿化計画に基づき進めてまいります。

本年度は桜岡団地C棟RC造り2階建て1棟4戸を建設いたします。

住宅維持管理につきましては、板谷団地の屋上防水及び内部設備改修、和中央団地の屋根塗装等の工事を実施してまいります。

農業集落排水事業及び個別排水処理事業について。

農業集落排水事業につきましては、2か所の処理場及び排水管を適切に維持管理してまいります。

個別排水処理事業につきましても、例年同様に適切な維持管理に努めるとともに集合処理のできない地域におきましては、今後も合併処理浄化槽の設置を推進してまいります。

また、令和5年度から公営企業会計移行に向けた取組として、企業会計システム構築を実施してまいります。

簡易水道事業について。

簡易水道事業につきましては、町民の日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、将来にわたり安心な水の安定供給に努めてまいります。

老朽化による水道配水管の更新は生活基盤近代化事業により実施しており、本年度は和地区本管及び給水管、美葉牛地区の国道横断部の更新を行います。

また、水道管漏水調査についても継続実施し、施設の機能保持と維持管理並びに経費節減に努め、効率的な事業運営を図ってまいります。

以上、令和4年度の執行方針といたします。

○議長（佐々木康宏君） 10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政執行方針。

次に、教育長。

有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 令和4年度教育行政執行方針を申し上げます。

令和4年北竜町議会第1回定例会に当たり、教育委員会が所管いたします教育行政の執行につきまして、その主要な方針について申し上げます。

今日の日本は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増減を繰り返す全く予断の許さない状況の中にあります。引き続き学校関係者はもとより、保護者や町民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、感染症予防対策に留意し、児童生徒の学びや、町民皆さんが主体的に社会に関わり、生涯にわたって自ら学習し、自己能力を高め、活力ある地域社会をつくり出していくことを重点事項に位置づけ教育執行方針を申し上げます。

学校教育につきましては、子供たちが「ひまわりの町北竜」への愛着と誇りを持ち、それぞれの夢や目標の実現に向けて、新しい時代を生き抜くために必要な資質や能力を確実に育むとともに、未来に向かって羽ばたくことができるように、学校教育環境の充実に努めてまいります。

社会教育、社会体育につきましては、全ての町民が幸せを実感できる社会の実現を目標に、「いつでも」「どこでも」「だれにでも」を合い言葉に、町民一人一人が生涯にわたり、自主的に学ぶことができる環境づくりに取り組んでまいります。

また、コロナウイルス感染拡大により、社会教育施設の閉館や社会教育、社会体育事業の延期や中止を余儀なくされました。正しく恐れ、引き続き感染予防を最優先としながらも、施設の開館や事業の開催方法なども検討してまいります。

本町の教育の推進につきましては、「北竜町総合計画」や「第6次北竜町社会教育中期計画」及び「各学校計画」に基づき、町行政とも密接な連携を図りながら、教育行政を執行する考えであります。

以下、具体的な推進方策を学校教育と社会教育・社会体育分野に分け重点方針を申し上げます。

1. 学校教育分野について。

子供たちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスの取れた「生きる力」の育成を図るとともに、学校教育の充実を図るためには、多様化する教育内容に対応し、教育環境の充実や、教職員が子供たちに向き合う時間の確保が重要であります。

そのために、特に重視したいことを5点申し上げます。

1点目「小中の連携と確かな学力の定着」であります。

小学校から中学校までの9年間を一つの学びと捉え、一貫した教育を推進するために、小中の英語教育の連携や中学校教員が小学校へ乗り入れて事業を行ったり、「いじめ根絶集会」や「世界のひまわり」などの行事も連携し、児童生徒の学力の向上や交流を図ってまいります。

また、北竜町教育振興会などにより、教職員の指導力向上や指導体制の充実を図るとともに、子供たちの学力向上に向け、全国学力・学習状況調査や各学力テストなどのさらなる活用と分析を図ってまいります。

特に、英語教育につきましては、英語指導助手を引き続き配置するとともに、小学校への英語教員の配置や英語の公設学習塾も引き続き開設いたします。

さらに英検の受験助成や、ここ2年コロナ禍により実施できていませんが、優秀な生徒には語学留学助成事業も継続し、併せて漢検の助成も引き続き実施します。

学習活動をサポートする学習支援員や特別支援教育支援員の配置を継続し、併せて複式学級の担任の負担の軽減や学習内容を充実させるために町費による臨時教員を雇用いたします。

また、中学校の各学期定期テストの期間を小学校でも家庭学習に力を入れる期間とし、家庭学習を推進してまいります。

2点目「教職員の働く環境と子供たちの教育環境の整備」であります。

教職員が子供たちと向き合う時間の確保に向け、「学校における働き方改革を推進するためのアクションプラン」や「北竜町部活動の在り方に関する方針」など、教職員の働く

環境の改善に取り組んでまいります。

また、コロナウイルス感染対策として、今年も各学校にスクール・サポート・スタッフを配置して、校内の消毒作業等に従事していただき、教職員の負担の軽減を図ってまいります。

さらに、子供たちが安心して学ぶことができる教育環境を整えるため、学校施設の修繕や通学路の安全対策として、「通学路安全推進会議」また、「見守りサポーター」の在り方もコミュニティスクールの中で検討してまいります。

その他、「小中学校の主な教室のエアコン設置」や昨年度の中学校に続き、今年度は小学校の「教師用パソコンの入替え」さらには、保護者負担軽減を図るため「入学祝金事業」や「修学旅行費助成交付事業」、「給食費無償化」及び「奨学資金制度（コロナ禍による追加資金制度を含みます。）」なども引き続き実施するとともに、教職員の服務規律についても、学校管理者と密接に連携しながら指導監督を行ってまいります。

3点目「ICT（情報通信）を活用した教育の充実」であります。

高度情報が進展する中、災害や感染症発生時においても全ての子供たちが学べるように、GIGAスクール構想の下、小中学校児童生徒に1人1台の端末を整備し、校内通信ネットワークも整備させていただきました。

今年は、ICTを有効活用した授業体制の構築と、学校と家庭でのオンライン授業の実施に向け支援を行ってまいります。

また、小中学校の各クラスに電子黒板を備え、よりICTを活用できる授業体制の整備も行ってまいります。

4点目「ふるさと北竜への愛着と平和教育」であります。

昨年は、コロナ禍により実施できませんでしたが、中学校の修学旅行を沖縄に変更し、ひまわりライスの販売体験を通じ郷土愛を育み、さらに戦争等についても学習し、平和の尊さと平和を愛する心を育みます。

なお、経費については、生徒や引率教諭は定額負担性とし、その他の経費を全て町費で賄います。

また、引き続きひまわりの里の「世界のひまわり」の播種から草取りなどの管理や、ひまわりガイドにより、観光のお客様とコミュニケーションを通じ、ふるさと愛を育みます。

5点目「豊かな心と健康な体の育成」であります。

人を思いやる心や、感動する心など、豊かな心を育むことができるよう、「道徳」授業の充実に努めるとともに、「夢の教室」などを通して体験的な学習や、子供たちの心の成長にとって課題となるいじめ問題や不登校を未然に防ぐため、いじめアンケートの実施やスクールカウンセラーを活用するなど、早期発見に努めます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん運動」など望ましい生活習慣の定着を進め、体育授業の充実や部活動、少年団活動、などを通して体力の向上や運動習慣化を推進してまいります。

さらに、フッ化物洗口も小・中学校で継続実施し、歯の健康維持に努めるとともに「がん教育」や「赤ちゃんふれあい教室」など町の保健師の協力をいただきながら実施してまいります。

最後に、給食業務については、引き続き地場産食材を取り入れた、安全安心な完全給食を実施するとともに、食育の推進、アレルギー事故防止に努めてまいります。

2. 社会教育・社会体育分野について。

町民皆さんが生涯を通じて、健康で心豊かな生活を送るためには、多様な学習機会を提供し、主体的な活動を支援するなど、社会教育活動の充実を図ることが重要です。

また、文化連盟や関係団体、体育協会や関係団体などの支援や育成も重要であります。

そのために特に重視したいことを5点申し上げます。

1 点目「生涯学習の推進」であります。

生涯にわたって自ら学び、広い教養を身につけ、豊かな心で生きがいを持って活躍できる機会をつくることが重要です。

公民館講座では、これまでの実績と受講者の要望を踏まえ、より多くの参加者が得られるよう、人気講座を拡充するなど工夫して学習環境の充実に努めてまいります。

また、ひまわり大学では、各講座や見学旅行、部活動など学生により魅力のあるカリキュラムとし、少しでも参加者が増えるよう努めてまいります。

さらに、碧水生きがいセンター及び美葉牛研修センターの地区公民館としての機能を充実させるため、両センターにWi-Fiを使用できる環境を整備するほか、碧水生きがいセンターには、受動喫煙防止のため、新たに喫煙所を設けます。

2 点目「生涯スポーツの振興」であります。

生涯にわたり健康で豊かな生活を送るためには、身近にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会の充実を図ることが大切です。

活動の核となるスポーツ推進員や、体育協会及び加盟の各団体などとの連携を深め、年間を通して体力づくり、健康づくりを推進し、体力の向上に取り組みます。

また、スポーツ施設の計画的な整備を進めるとともに、小学生議会でも複数の児童から要望がありました改善センター体育館のフローリングの張り替えや、昨年行ったパークゴルフ場散水設備を埋設する工事なども行い利用者の安全確保と利用促進を図ってまいります。

さらに、令和4年度は開基130周年でありますので、記念事業として、朝のNHKラジオ全国放送でおなじみの「ラジオ体操」を誘致し、スポーツの振興に努めてまいります。

3 点目「読書活動の推進」であります。

生涯を通して読書に親しむことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め豊かな情操を育む上で極めて重要です。

多様化する町民の学習意欲や読書意欲に対応するため、ニーズを把握した図書の充実を図るとともに、乳幼児を対象とした「ブックスタート事業」や図書館に司書を配置し「読

み聞かせ教室」「リサイクル市」などの事業も継続してまいります。

また、小中学校とも連携し行っている移動図書事業も継続し、子供たちが本に触れる機会の拡大を図ってまいります。

さらに、道立図書館や近隣4町の図書館も利用できるよう、引き続き連携を図ってまいります。

4点目「文化の振興と文化財の保存」であります。

文化は心の豊かさで、文化財は地域の風土で財産です。

芸術文化の推進につきましては、文化連盟やサークル活動と連携して、その集大成となる町民文化祭を開催いたします。

また、真竜獅子舞保存会の支援を継続して行い、文化財の保存に努めます。

芸術鑑賞事業では、「芸術の旅」を新たに「文化・芸術鑑賞の旅」と改名して開催し、優れた文化や芸術に触れる機会を提供してまいります。

5点目「青少年の健全育成の推進」であります。

本年度より、法律が改正され、成人の年齢引下げが行われ、18歳で成人と規定されました。

それを受け、今まで行われておりました「成人式」を改め、「二十歳を祝う会」と事業名を変更し、継続して二十歳の青年をお祝いする会を開催いたします。

また、子供たちが、自ら積極的に地域社会に参画できるよう、北空知広域事業であります「シニアリーダー研修」や「フォローアップ研修」への派遣や「子ども会リーダーキャンプ」などリーダー養成・研修事業や、保護者を対象とした「家庭教育学級」などの事業を推進し地域全体で子供を育む環境を継続してまいります。

さらに、歴史と伝統のある「ふれあい事業」も継続し、高齢者の持つ豊かな経験と多彩な能力の伝承にも務め、健全な青少年の育成に努めてまいります。

結びに、令和4年度に向けた教育長並びに教育委員4名の決意の一端を申し述べます。

私たちは、「教育はまちづくりの基本」とあるとの認識の下、町民の声にしっかりと耳を傾け、町民の教育に対する熱い思いを受け止めながら、委員全員が一体となり、北竜町の教育の振興に邁進してまいります。

町民の皆さん、議員の皆さん、並びに関係機関・団体の皆さんのご指導とご協力を心からお願い申し上げ、令和4年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（佐々木康宏君） 以上で行政執行方針の説明を終わります。

◎日程第6 同意第1号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第1号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

人事案件につき討論を省略いたします。

同意第1号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第7 同意第2号ないし日程第9 同意第4号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第7、同意第2号から日程第9、同意第4号まで、北竜町表彰条例に基づく表彰についての同意案件でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第7、同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第8、同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、日程第9、同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰について、以上3件一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第2号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

同意第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

同意第4号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

同意第2号から同意第4号まで、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第3号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

同意第4号 北竜町表彰条例に基づく表彰については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(佐々木康宏君) 日程第10、議案第4号 桜岡団地公営住宅C棟建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定によりまして藤井議員の退席を求めます。

(7番 藤井雅仁君 退席)

議案第4号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第4号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 桜岡団地公営住宅C棟建設工事請負契約の締結については、原案どおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(佐々木康宏君) 日程第11、議案第5号 安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第5号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(佐々木康宏君) 日程第12、議案第6号 北竜町老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

この採決は挙手によります。

議案第6号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 挙手多数と認めます。

よって、議案第6号 北竜町老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止については、原案どおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号及び日程第14 議案第8号

○議長(佐々木康宏君) 日程についてお諮りいたします。

日程第13、議案第7号から日程第14、議案第8号まで、北竜町奨学資金貸付基金条例及び北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正についての案件でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正について、日程第14、議案第8号 北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正について、以上2件、一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号について、質疑があれば発言を願います。

1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) 過去からこの部分については質問してどうだということをお願いをしながら今回こういうふうに改正していただくということでお礼を申し上げたいと思います。

連帯保証人1名ということなのですけれども、親については連帯保証人ということにならないのかなと思うのです。借りたのは学生で、卒業したら返済義務者は子供で、要するに学生、卒業したら返す。親ともう一人、第三者が連帯保証人ということなのかなというふうに思ったのですけれども、そういう扱いではないのかなというのと、もう一点、返済が始まる時に連帯保証人をというようなことだったと思うのですけれども、その点については変わらないのかな、どうなのかなということで質問をしたいと思います。

○議長(佐々木康宏君) 井口教育課長。

○教育委員会課長（井口純一君） 今中村議員よりご質問いただいた件についてということで、お話ありましたとおり従来からこの件については検討していただくというようなお話をいただいた中で、本日こういうことで改正しております。

まず、1つ目なのですけれども、2名から連帯保証人については1名ということなので、条例上保護者並びに連帯保証人ということになっておりますので、第三者という概念で捉えていただければと思っております。

もう一点が、すみません、中村さん、もう一度……

○1番（中村尚一君） 連帯保証人いつ……

○教育委員会課長（井口純一君） それについても従来から中村議員よりお話ありましたが、今日までの経過としては、北竜町の当条例については貸付け、借入れの入り口をちょっと間口を広げて、返すときに連帯保証人を置いて返すという経過の中の条例措置だったのですけれども、そのお話も従来からいただいて、精査させていただきました。

この条例については道内でも2か所、3か所ぐらい同じような形で貸付けを行っている町がある中で、その経過等も踏まえて新しく大学、高校に進学する上で在学証明書の提出が申請書の中にあるのですけれども、その部分が手続がちょっと若干学校によっては遅れるといった経過もあることから、入り口については保証人を立てないで申請書を頂いた中ですぐタイムリーに貸付けができるような流れということで、間口を広げてこの事務を進めているといった経過でございまして、これについては従来どおりの中でこれまで同様保証人については返す、返済するときに立てていただいてという流れで進めてまいりたいというふうに押さえて条例改正をさせていただきました。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 1番、中村議員。

○1番（中村尚一君） 返すときに保証人お願いしても誰もいないといった場合はどうするのかというのはそんなことなのです。借りるときに保証人がいないので、証人が整わないというのでは支給しなければいいのでしょうかけれども、一括で返すときも保証人を立てろというような話を聞いたのですけれども、一括で返すのに保証人が何で要るのかなというような、そんな気がするのです。

保証人というのは、通常大学の4年の場合だったら7年で返すのだけれども、ちょっと高校とか短大は分からないのですけれども、大学の場合だったら4年で借りて7年で返すというような状況になるのかなと思うのですけれども、そのときは保証人当然必要だなと思うのですけれども、借りたけれども、いろいろな絡みで一括で返せるような状況になったという人が、返そうと思ったら保証人立てろという話になったというふうに聞いているのです。それは何のために一括返済するのに保証人が要るのか、ちょっとその辺疑問なのですけれども、その辺はあれですね。

それから、保証人は基本的には先に立ててというのがあれなのですけれども、貸すほうがいいというなら、それでいいのかなと思いますけれども、あとどういうふうに回収する

かという問題もありますけれども、基本的には子供が返すのがあれでしょうけれども、最終的には親が返すとかと、そんなことはまず第三者まで、連帯保証人まで行くことはほとんどないのだと思うのですけれども、そういったことでいいです。時期については貸すほうがいいというなら、それはお任せしますけれども、一括で返すときに連帯保証人は何のために要るのかという、それをお願いします。

○議長（佐々木康宏君） まず、井口課長。

○教育委員会課長（井口純一君） 保証人については返すときということで統一させてもraitaitaiと思うのですけれども、なぜ、そうしたら借りる時点ではなくてということなのですけれども、またそういった場合返すときに保証人が立てられなかったという場合についてはということなのですけれども、事前に借りる申請の段階のときに返すまでの間に各ご家庭で保証人の選定、ご依頼等を行っていただくというような形で事務のほうは進めている状況であります。

また、一括で返す場合についても保証人は要るのかというような話だったのですけれども、これについても過去の経過を精査させていただいたところ、そういったお話をいただいたところ、各家庭もあったのですけれども、実際問題はなかなか難しいということで、ぎりぎりでは話なくなってしまうという経過もあるので、これまでの経過を踏まえて一括で返すという場合についても保証人1人をお願いしたいということで引き続き進めてまいりたいと思っております。

以前返しますというお話をいただいたのですけれども、それでは一応保証人要らないかなという話もしていたのですけれども、結局は保証人出してもらった中で一括返済ができなかったというケースもあったのです。そういったことから、そういった部分も含めて1人は必ず保証人立ててもらいましょうという中でちょっと今進めたいというふうに思っています。これについては、中村議員と同じように教育委員さんからも質疑があったところだったのですけれども、過去にそういった事例があったのでということで了承してもらったという経過であります。

○議長（佐々木康宏君） 有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） 中村議員さんの提案をいただいて、私ども教育委員とともにこのことについて審議をしてまいりました。

まず、連帯保証人2人から1人にする、これはもう大いに結構なことだろうと、借りやすくするというで。

同じく、やっぱり借りるときに連帯保証人となると、そこで1つハードルができてしまうのは、これはまた違う、より間口を広げるのが本当かなということで、ほかのところの事例もちょっと調べたのです、全道。そうしたら、何か所かそういう返すときに保証人になれというところがあったものですから、やっぱりこれはこれで一つの理にかなっているのかなというふうに思って、今回借りるときではなく返すときというそのまんまの条例にさせていただいたところであります。

そして、一括で保証人要るのということでありましたけれども、課長の答弁のとおり返すよと言っただけけれども、実は返すまでの間の保証というの誰も決してできないものですから、それから分割にするとか、いろいろするのにも取りあえずは保証人はその場合でいただければというふうに思ってそのままの条例にしたということであります。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

○1 番（中村尚一君） 先ほども言いましたけれども、貸すほうで保証人がいつという、問題ないのであればそれでもいいかなと思います。

最後の一括で返しますと言った人については、書類を上げる前に戻してくれたら、そうしたら保証人はいいよとかという方法もあるのかなと思います。一括で返しますわと言いながらなかなか返さないで、そして保証人立ててもなかなか……というならそれは必要かもしれないのですけれども、いついつまでに書類を上げるということですよ。何月何日まで出してという。だから、それを出す前に一括返済が確認できた場合には保証人はいいですというような、そんなふうに柔軟に考えてもらったほうがいいかなと思います。

そのとき返して、例えば後から一括返済したとしても、例えば5月に入ってから返したとかという場合であっても、その期限まで返してもらわなかったら基本的には立ててくださいということもいいのではないかなと思うので、ちょっとその辺も検討していただきながら、そのほうがよりいいのかなというふうなふうに、一括で返す人はほとんどいないのかもしれないのですけれども、たまにはいると思うので、何でもと言われると理屈に通らぬことかなと思うので、その辺ちょっと。それは条例変えなくても、返ってきたから書類はいいわと、そんなこともできるよね。お金返ってきたのだから問題ないでしょう。ということで、その辺もちょっとさらによろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（佐々木康宏君） 有馬教育長。

○教育長（有馬一志君） おっしゃるとおりです。先にお金返していただければ保証人は要らないということで、確かにそのとおりだと思いますので、これについてもまた教育委員含めた中で協議をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木康宏君） 1 番、中村議員。

条例改正についての質疑としてはもうよろしいですか。

○1 番（中村尚一君） はい。

○議長（佐々木康宏君） 今後検討するということを含めてでお願いします。

他の議員、第7号について質疑があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第 8 号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 7 号から議案第 8 号まで、原案どおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 全員挙手です。

よって、議案第 7 号 北竜町奨学資金貸付基金条例の一部改正については、原案どおり決定されました。

日程第 14、議案第 8 号 北竜町特別奨学資金貸付基金条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

ここで 1 時 15 分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午後 1 時 14 分

○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 15 議案第 9 号

○議長(佐々木康宏君) 日程第 15、議案第 9 号 学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第 9 号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 9 号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号 学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号ないし日程第22 議案第16号

○議長(佐々木康宏君) 日程についてお諮りいたします。

日程第16、議案第10号から日程第22、議案第16号まで、令和3年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程第16、議案第10号 令和3年度北竜町一般会計補正予算(第10号)について、日程第17、議案第11号 令和3年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、日程第18、議案第12号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算(第6号)について、日程第19、議案第13号 令和3年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、日程第20、議案第14号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第5号)について、日程第21、議案第15号 令和3年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第22、議案第16号 令和3年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について、以上7件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。

○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) ここで2時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時19分

○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き補正予算。

○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。

○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 東海林永楽園園長。

○永楽園長（東海林孝行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 議案第10号から議案第16号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第10号について、質疑があれば発言を願います。

6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 10号、24ページの5番、防犯推進6万4,000円、こちら辺の説明をしていただきたいのと、この200万何に使ったのか、要点を見ているのか、改めて聞きます。

ここで遡って申し訳ないのですが、ただ確認する意味で議案第5号の住みよいまちづくり推進委員会の施行日と、それから資料の施行日、これについて食い違いがあるような気がするのですが、令和4年なのか、5年なのか、3年なのか、そこら辺ちょっと改めて申し訳ないけれども、お聞かせください。

○議長（佐々木康宏君） 防犯対策費と、あと後段のところちょっとすみません、聞こえなかったので、もう一度。

○6番（松永 毅君） 施行日がちょっと食い違っているような気がするのですが、参考資料を見てもよく分からないので、改めて通り過ぎてから確認して申し訳ないが、そこら辺を知りたいのと。

○議長（佐々木康宏君） 資料ナンバー……

○6番（松永 毅君） 資料ナンバー2でしょう。

○議長（佐々木康宏君） 資料ナンバー2、安全で住みよいまちづくりの条例の部分でいいですか。

○6番（松永 毅君） はい。

○議長（佐々木康宏君） 南波課長。

○総務課長（南波 肇君） まず、補正予算のほうですけれども、防犯活動推進事業の1節におきまして安全で住みよいまちづくり推進委員の報酬6万4,000円の減、こちらは安全で住みよいまちづくり推進委員会未開催のため報酬を皆減している補正となっております。なお、ご質問にあった200万円何に出ているのかは、ちょっと今すぐ手持ち資料ございませんので、後ほど調べてご報告をさせていただきたいと思います。

また、条例改正に係ります部分でございますけれども、議案の第5号の7ページに条例の一部を改正する条例載せてございます。こちらの中で附則は、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するとしてございます。また、お配りをしております資料ナンバー2の新旧対照表におきましても改正後の附則におきまして、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するというふうに両方とも令和3年4月1日から適用というふうに表記をさせていただいてございます。

この令和3年4月1日につきましては、役場の機構改革に伴います事務局の住民課から総務課への移転ということでございます。本来は令和3年度早々にこの条例改正すべきところではございましたけれども、他の議案等の調整等もございましてここまで延びてしまったということでございます。

おわびをさせていただきたいと思います。

(何事か声あり)

○総務課長（南波 肇君） いや、令和3年。去年の4月。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 今大分丁寧な、親切な答弁ですが、これ今やっているのは、協議しているのは令和3年度の補正予算で今やっているのだよと、これは文言を変える、条例を変える前にこれやっているのでしょうか。だから、使い方がおかしいのではない。こういう文言の使い方と行政の会計の出し入れ。人が替わったから会計も変わるのか、そこら辺不思議なところあるし、200万円知りません、これ補正予算で知りませんでは困るのだ。忘れた私が悪いのかもしれないけれども、これ補正予算だから200万使っているのでしょうか。だから、そこら辺きちっとあれしてもらわないと困る。それから、担当者が町の人事異動なんかで替わっているから……

○議長（佐々木康宏君） 予算書見たら分かるだろう。それは後でいいでしょう。

(何事か声あり)

○議長（佐々木康宏君） 予算書後で見て、分からないから。3年度予算からこの206万8,000円の部分は今回答あります。松永さんの質問は6万4,000円の減額の部分ね。それと条例の改正の部分ですから、その2点についてまだ質疑続けますか。

○6番（松永 毅君） いや、もう一回だけありますけれども、大したあれではない。

○議長（佐々木康宏君） 南波課長、条例の部分おわびしたということだから、ほぼ1年たっているから。どうですか。

6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 実はこの中で、私がこの組織加わっていますから、詳しく聞きたくなるし、何ですかとか不思議に思うから特に聞いているだけです。こんなことでコロナ禍等で報酬が改正していないから払っていない、それは分かりますが、こんな1年もずれるのおかしいではないか、それだけです。

○議長（佐々木康宏君） 休憩をいたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 12目の防犯対策費、この補正予算書上補正後の額が206万8,000円というふうになっております。今回減額したものは委員報酬でありますけれども、そのほかにつきましては、ここではひまわりパトロール隊の費用弁償、それから消耗品費、沼田地区防犯協会連合会への負担金、これで合計約10万円ほどですけれども、その次、防犯カメラの維持管理事業としまして消耗品費、水道光熱費、電気代が17万円ほどあります。街路灯の維持管理事業としまして街路灯の電気代、それから街路灯の点検の委託料、町内会への管理助成金など、こちらの合計が180万円弱と。一番占めているのがこの街路灯に係る部分の経費というふうになってございます。

○6番（松永 毅君） きちっと把握して使わなければ駄目だ。

○議長（佐々木康宏君） 3回質疑終了したので、質疑終了いたします。よろしいですか。

○6番（松永 毅君） 手挙げていないので。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 14ページ、歳入、13款1項使用料、5目住宅使用料、1節公営住宅使用料、住宅使用料についてどの時期を基準として、どのように積み上げられている数値なのか、そしてどのように対比しているのか、また基準となる考え方は予算と同じような考え方なのか、お答え願いたい。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 藤井議員からご質問がありました住宅使用料の、特に算定方法と補正の内容かと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、当初の予算の考え方なのですが、前年度の11月1日現在の入居状況を参考にして算定のほうをさせていただいております。11月1日現在に入居している方の所得関係から次年度の家賃というものを算定いたします。その方々の家賃の合計額を1年分、12か月分算出したものを当初予算にのせていると。補正予算を、今回補正行っておりますけれども、これは1月末現在の入居状況、入居者の方々の確定値プラスその方々の2月、3月分の家賃を足したものを今回の実績と見込みの部分で補正予算として計上させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 24ページになりますけれども、総務管理費、ひまわり油推進事業のところで18節負担金、補助金及び交付金のところで道派遣職員住宅等助成金7万8,

000円とあるのですけれども、これは遡っている話なのかな。道職員の方が早くいなくなったので、ちょっと分からないのですけれども。

○議長（佐々木康宏君） 南波総務課長。

○総務課長（南波 肇君） 昨年いらっしゃいました能代川さんに係る経費については、北竜町のほうから最終的には北海道に負担金として納付をするということなののですけれども、ここの部分についてはいわゆる最後の北竜町から札幌のほうに行かれるときの赴任旅費の部分の精算が今年度あったということで、いわゆる最終精算です。事業費の最終精算分としての追加負担金でございます。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 歳出、32ページ、4款衛生費、1項2目12節の委託料、人間ドック料金助成金の関係なののですけれども、今回減ということでコロナ感染の関係で受診する方が減ったのかなという、そんなふうに思うのですが、人間ドックの受診というのが9月から2月末日という半年間の期間で行われておりますけれども、コロナ感染の拡大なんか考えると、もう少しこの期間を長くすることができないのかなという、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） 今のご意見十分課内で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 30ページ、民生費、児童福祉費のところの子育て世帯生活支援特別給付金事業の18節負担金のところで35万の減ということで、これ例の2回に分けて配るという国のやつ。

（「いや、違います」の声あり）

○3番（北島勝美君） 違うやつなの、これ。

○議長（佐々木康宏君） 質問最後まで。

○3番（北島勝美君） すみません、勘違いしているかもしれない。国のやつかと思っていたのですけれども、当時よりも減額になっているので、人数が変わったのかなというのを聞いたかったのですけれども。

○議長（佐々木康宏君） 細川住民課長。

○住民課長（細川直洋君） これその前にあった非課税世帯の子供に1人5万円配るという、そっちの事業なのです。本町12名の方対象になりまして、それで事業確定したので、今回減額するということで。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 41ページ、8款土木費、4項住宅費、1目10節の需用費なののですけれども、ここに碧水団地、和中央団地、いちい団地、それから校長・教頭住宅の関係で施設修繕料の関係で窓ガラスということでありましたが、雪害によるものなのか、ま

た雪害であれば何かきめ細やかな対応でもう少し対応できないかということですが、いかがですか。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 藤井議員からの施設修繕料の関係でございます。

今回補正に上がっております4件ございまして、まず碧水団地住宅維持管理料の施設修繕は、雪害ということで手すりの破損ということでの修繕料となっております。

その下3件ございまして、これはガラスの破損ということで聞いております。ガラスの破損、基本的には過失等ではなく、雪害というよりも1件は除雪機械で隣の家の方が除雪した際に石が飛んで窓ガラスが破損したとか、そういった破損関係での修繕というふうに聞いております。これにつきましては、全国公営住宅火災共済機構というものの保険のほうが適用されておまして、歳入でもありましたが、端数分、18万円か19万円あたり補正に上げてございます。そのほうで補填しているということであります。1,000円もともと見ていましたので、19万円はそちらの調査機構のほうから歳入として入りますよというような仕組みになっておまして、あくまでも過失のないような破損の関係でございまして、その都度の対応というような形となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井雅仁君） 住宅の雪庇の関係、修繕費の関係は保険ということで今伺いましたけれども、ただ住宅も建物の向き、その時期、また今年は特に暖気だったこともあって雪庇が大きな氷となっております。聞くところによると町の中の個人住宅ではありますけれども、雪庇が落ちて外壁、そしてベランダのサッシから何から全部壊れてしまったという、ガラスの入替えだけでは済まないような、そんなことも聞いております。老人向け住宅が北竜町結構あります。特に私が思うに老人向け住宅ほど何か雪庇が落ちてガラスが割れるような、そんなように見える形があります。きめ細やかな対応をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 高齢者住宅のみならず、住宅管理につきましては細かくきめ細やかな対応を今後していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 3番、北島議員。

○3番（北島勝美君） 50ページ、職員給、職員給与費です。これ全般なのですが、職員給与の関係ちょっと見方が分からないというか、道費、国費、その他のところに各団地の使用料が入っていると。そして、それが要するに職員給に宛がわれているということで、予算書も見たのですが、同じような記載になっていました。この訳についてちょっとお教えいただきたいのですが。

○議長（佐々木康宏君） 高橋課長補佐。

○総務課課長補佐（高橋克嘉君） ただいまの北島議員の質問に回答させていただきます。

まず、社会資本整備総合交付金、国費の補正については今回歳入のほうで補正をさせていただきます。その中身については、住宅建設費だとかの補助金という恐らくイメージをお持ちだと思いますので、何でそれが人件費にということだと思うのですが、基本的には社会資本整備総合交付金の内訳ということで、例えば桜岡団地の整備事業の工事費に係る補助金だとか、解体費だとか、あと駐車場の整備だとか、それぞれ複数の事業の補助金が一括として交付されるものとなっております。その中に家賃低廉化事業に関する補助金というものがありまして、要は低所得者の家賃設定を低く抑えるために通常の家賃よりも安く家賃設定をしているということで、差額分を国の補助金で交付しますよというのが家賃低廉化事業になるのですけれども、家賃低廉化事業については基本的には住宅の使用料と同じ考え方になりますので、充当のルールというのがあって、公営住宅の管理に要する経費は基本住宅使用料で賄うという原則がありますので、見合い分としてまず住宅の管理費に住宅使用料とか、この補助金を充てて、その残った部分の使用料だとかは給与費の住宅を管理している職員の2名分の給与に充てますということであります。ですので、今回ここで計上している国の補助金だとか、あと住宅使用料の分については住宅を管理する2名分の職員に対して充てていると。なおかつそこで余る場合は、公営住宅を建設したときの元利償還金、借金の返済分に充ててもいいよという、そういうルールがありますので、そういうルールで充当して調整しているということであります。

○議長（佐々木康宏君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第11号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第12号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

議案第13号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第14号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第15号について、質疑があれば発言を願います。

7番、藤井議員。

○7番(藤井雅仁君) 歳出8ページの1款下水道費、2目下水道管管理費、先ほどの説明で浄化センター維持管理事業88万円の減ということで、実績ということでありましたが、浄化センター巡回維持管理委託料というのは、この管理の委託というのは年間決められて巡回の維持管理を任せているという形ではなくて、決められた巡回プラス何かのまた加算の回数があるのでしょうか。増減する形がちょっと理解できないので、教えていただきたいのですが。

○議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。

○建設課長(奥田正章君) 浄化センターの巡回維持管理の委託の中には、特に燃料費に関してかなり増減あるということもあって、見ることもございます。今回の88万円に関してはちょっとお時間いただいて確認してからお答えでもよろしいでしょうか。

○7番(藤井雅仁君) はい。

○議長(佐々木康宏君) 後日お願いします。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第16号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第10号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号 令和3年度北竜町一般会計補正予算（第10号）については、原案どおり可決されました。

議案第11号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第11号 令和3年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

議案第12号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第12号 令和3年度北竜町立診療所事業特別会計補正予算（第6号）については、原案どおり可決されました。

議案第13号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第13号 令和3年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案どおり可決されました。

議案第14号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第14号 令和3年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第5号）については、原案どおり可決されました。

議案第15号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第15号 令和3年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決されました。

議案第16号、原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

したがって、議案第16号 令和3年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第2号）に

ついては、原案どおり可決されました。

ここで3時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時28分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

補足説明を奥田建設課長。

○建設課長（奥田正章君） 先ほど藤井議員から質問がありました浄化センターの巡回維持管理委託料の関係でございます。

確認いたしましたら、実績による減額というのは間違いないと。当初予算を設定したときに燃料費だとか電気代だとか時勢によって変動いたします。高騰した場合には、それは設計変更の対象にしていると。それと、あと浄化センターでありますと臨時で出動することもございます。臨時で出動した場合も、その分の委託料というのも発生してきますので、多少余裕のある予算を計上してございます。その部分で今回年度末ということで実際には今年度については設計変更等はございませんでしたが、その中での実績による執行残ということで88万を減額しているということでございます。

以上です。

◎日程の順序変更の議決

○議長（佐々木康宏君） 日程の変更についてお諮りいたします。

日程第23、一般質問でありますけれども、事前に議会開催告知をしております。一般質問を3月9日、9時30分よりとしておりますので、日程順序を変更し、日程第24、それ以降の議案に進みたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

◎日程第24 議案第17号ないし日程第42 議案第34号

○議長（佐々木康宏君） 日程第24、議案第17号から日程第42、議案第34号まで、令和4年度予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第17号 北竜町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第25、議案第18号 北竜町営バス運行条例の制定について、日程第26、議案第19号 北竜町国民健康保険条例の一部改正について、日程第27、議

案第 20 号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について、日程第 28、議案第 21 号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第 29、議案第 22 号

北竜町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、日程第 30、議案第 23 号 北竜町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、日程第 31、発議第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第 32、議案第 24 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（老人福祉センター）、日程第 33、議案第 25 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（農畜産物直売施設）、日程第 34、議案第 26 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（定住促進住宅）、日程第 35、議案第 27 号 令和 4 年度北竜町一般会計予算について、日程第 36、議案第 28 号 令和 4 年度北竜町国民健康保険特別会計予算について、日程第 37、議案第 29 号 令和 4 年度北竜町立診療所事業特別会計予算について、日程第 38、議案第 30 号 令和 4 年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 39、議案第 31 号 令和 4 年度北竜町介護保険特別会計予算について、日程第 40、議案第 32 号 令和 4 年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、日程第 41、議案第 33 号 令和 4 年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について、日程第 42、議案第 34 号 令和 4 年度北竜町簡易水道事業会計予算について、以上 19 件一括議題といたします。

順次提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 発議第 2 号お願いします。

4 番、小松議員。

○4 番（小松正美君） 発議第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを提出いたします。

上記の改正案を地方自治法第 112 条及び北竜町議会会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 8 日。

提出者、北竜町議会議員、小松正美、賛成者、北竜町議会議員、中村尚一議員でございます。

次のページを御覧ください。今回の条例改正につきましては、令和 3 年度の人事院勧告に伴う議員の期末手当の改正でありまして、例年は基準日である 12 月 1 日以前に閣議決定がなされ、国家公務員の給与改定が行われ、地方公共団体もそれに準じ、議員も地方公

共団体に準じて改正しているところではありますが、今年度は令和４年２月１日に閣議決定がなされ、令和４年４月１日に施行となることから今回の改正を行うものであります。

主な改正内容は、一般職の期末手当０．１５か月分減額に準じまして、在職期間６か月以上で期末手当の支給割合を現行４．４５か月分から０．１５か月減額し、４．３か月分に改正し、改正分の調整は令和４年１２月支給分で行うものであります。

なお、資料ナンバー４として改正条例の新旧対照表を配付しておりますので、参考としてください。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 高橋副町長。

○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）

◎延会の議決

○議長（佐々木康宏君） ここでお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木康宏君） なお、再開は３月９日、明日午前９時３０分としておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 ４時００分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員